

NP0 法人おおさかレモネードスタンドプロジェクトPilina 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NP0 法人おおさかレモネードスタンドプロジェクトPilina という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児がんと闘う子どもおよびその家族への支援を行い、レモネードスタンド等の活動を通じて医療的・心理的・社会的課題の軽減と社会全体の理解促進を図るとともに、支援する人々にとっても心の充足や居場所づくりにつながる支援の輪を広げることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 啓発活動及び募金活動を目的としたレモネードスタンド事業
- (2) 小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等支援事業
- (3) 小児がんに関する理解を深める啓発イベント事業
- (4) 小児がん患者本人や、その兄弟姉妹(きょうだい児)、家族に対する支援(ピアサポート活動、レクリエーション活動、学習支援等)事業
- (5) 小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援者など周囲の人々のための居場所づくり事業
- (6) その他第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員（団体にあっては、その代表者。）の中から選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定め、副理事長は理事長が指名することによって定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人には、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 3 理事は、事務所局長若しくは職員と兼職することができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他連総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記するこ

と。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 土井 颯大

副理事長 LI XINYAN 李 鑫焱

理事 奥川 麻衣子

監事 高橋 真樹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員個人 入会金 0円 年会費 0円

正会員団体 入会金 0円 年会費 0円

役 員 名 簿

NPO 法人おおさかレモネードスタンドプロジェクト Pilina

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	どい そうた 土井 颯大		有
理事	LI XINYAN 李 しんえん 鑫焱		無
理事	おくかわ まいこ 奥 川 麻衣子		無
監事	たかはし まき 高 橋 真樹		無

設 立 趣 旨 書

NPO 法人おおさかレモネードスタンドプロジェクト Pilina
設立代表者 土井 颯大

1 趣 旨

小児がんは、子どもたちの命や生活を脅かす深刻な病気であり、長期にわたる治療や入院を伴うことが多く、患者本人だけでなく、そのきょうだいや家族も大きな精神的・経済的負担を抱える現実があります。とりわけ、病気の影に隠れがちな「きょうだい児」の心のケアや、家族への支援は社会的に十分に認識されているとはいえません。

2016年に弟が5歳の時に小児がんと診断され、本人はもちろん家族の環境も一変し、当たり前が当たり前ではなくなる、苦しい闘病生活を送り、2024年にその命を見送りました。その経験を通じて、小児がんの子どもたち、そしてそのきょうだいや家族にとって「寄り添い」「つながる」場の必要性を強く感じました。

2024年10月より、有志による活動として「おおさかレモネードスタンドPilina」を立ち上げ、こどもホスピスや病院などのイベントにおいて、小児がん普及啓発のためのレモネードスタンド、きょうだい児向けのワークショップ、家族交流の場の提供を行ってきました。

「Pilina」はハワイ語で「絆」や「つながり」を意味します。病気と闘う子どもたち、支える家族、そして支援する地域社会を、あたたかい絆で結ぶことを私たちの使命としています。

本法人は、以下のような事業を通じて、不特定多数の人々の利益に資する活動を継続的に行います。

- ・小児がんの普及啓発イベントの実施
- ・レモネードスタンドを通じた寄付および市民参加の促進
- ・きょうだい児・家族支援のためのワークショップや交流会
- ・医療機関・福祉施設との連携による支援のネットワーク化

これらの活動をより多くの人々に届け、信頼性と継続性をもって進めるためには、法人格の取得が不可欠です。助成金申請や連携機関との協働においても、責任ある団体としての法的地位が求められることから、特定非営利活動法人の設立に至りました。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

2016年に弟が小児がんと診断されて以降、家族としてその闘病をともにし、2024年にその死を経験しました。この喪失と向き合う中で、同じように病と向き合う子どもたちや家族のために何かできることはないかという思いが強まりました。

その想いを原動力に、2024年10月より有志とともに活動を開始し、大阪府内を中心に、こどもホスピスや医療機関にてレモネードスタンドや啓発イベントを開催。参加者からの共感や応援の声、支援の広がりを受け、より継続的・組織的な活動への必要性を感じ、特定非営利活動法人の設立を決意しました。

初年度事業計画書

成立の日から 2026年 3月 31日まで

NP0 法人おおさかレモネードスタンドプロジェクトPilina

I 事業の実施方針

本年度は、法人立ち上げ期として以下の方針で事業を実施します。

- ・小児がんに関する社会的認知の向上、
- ・当事者・きょうだい児・家族の支援基盤づくり
- ・地域との連携体制の確立
- ・安定的な運営体制と資金調達の仕組み構築

本年度は、設立初年度であることから、次年度以降の活動に備え、当法人の広報活動、会員の募集並びに運営資金の確保など、組織基盤のさらなる拡充を図ります。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(1) 啓発活動及び募金活動を目的としたレモネードスタンド事業

【内 容】 レモネード・レモングッズの販売を行う。又、その際に募金活動を行う

【実施場所】 TSURUMI こどもホスピス等大阪府内および主に関西でのイベント

【実施日時】 月3回（7月～11月、3月）計18回

【事業の対象者】 イベント来場者

【収 益】 900,000 円

内訳 50,000 円×18回

（1回あたり レモネード 38,000 円、グッズ 12,000 円）

【費 用】 450,000 円

内訳 25,000 円×18回

（1回あたり 出店費 6000 円、材料費 13,000 円 交通費 6,000 円）

(2) 小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等支援事業

【内 容】 小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等に寄付および寄贈を行う

【実施場所】 TSURUMI こどもホスピス、大阪市立総合医療センター小児病棟等小児がん関連施設

【実施日時】 年3回

【事業の対象者】 小児がん関連施設および団体

【収 益】 0 円

【費 用】 156,000 円

内訳 52,000 円×3回

（1回あたり 寄付金 ¥50,000、交通費 ¥2,000）

(3) 小児がんに関する理解を深める啓発イベント事業

【内 容】 講演会、ワークショップ等を開き小児がんへの啓発活動を行う

【実施場所】 学校、病院、集会所、イベントステージ等

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 児童、生徒、学生、一般参加者

【収 益】 講演報酬 20,000 円

内訳 10,000 円×2回

【費 用】 6,000 円

内訳 3,000 円×2 回

(1 回あたり ポスター・配付資料の印刷代 1,000 円、交通費 2,000 円)

(4) 小児がん患者本人や、その兄弟姉妹(きょうだい児)、家族に対する支援(ピアサポート活動、レクリエーション活動、学習支援等)事業

【内 容】 きょうだい児に向けたワークショップや、小児がん患者本人・家族に向けた相談会等を開く

【実施場所】 TSURUMI こどもホスピス、病院、集会所等

【実施日時】 年 9 回

【事業の対象者】 小児がん患者およびそのきょうだい、家族

【収 益】 0 円

【費 用】 63,000 円

内訳 7,000 円×9 回

(1 回あたり 会場費 5,000 円、交通費 2,000 円)

(5) 小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援者など周囲の人々のための居場所づくり事業

【内 容】 小児がんで悩む方が集まることができる居場所を作る

【実施場所】 庄内コラボセンター「ショコラ」、公民館等

【実施日時】 年間 50 回 (週一回)

【事業の対象者】 小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援者など周囲の人々

【収 益】 0 円

【費 用】 0 円

翌年度事業計画書

2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで

NPO 法人おおさかレモネードスタンドプロジェクトPilina

I 事業の実施方針

本年度は、以下の方針で事業を実施します。

- ・小児がんに関する社会的認知の向上
- ・当事者・きょうだい児・家族の支援基盤づくり
- ・地域との連携体制の確立
- ・安定的な運営体制と資金調達の仕組み構築

本年度は、前年度における広報活動、会員の募集並びに運営資金の確保を受け、事業のさらなる拡充を図ります。

II 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(1) 啓発活動及び募金活動を目的としたレモネードスタンド事業

【内 容】 レモネード・レモングッズの販売を行う。又、その際に募金活動を行う

【実施場所】 TSURUMI こどもホスピス等大阪府内および主に関西でのイベント

【実施日時】 年27回（4月～11月、3月に月3回）

【事業の対象者】 イベント来場者

【収 益】 1,350,000 円

内訳 50,000 円×27回

（1回あたり レモネード38,000 円、グッズ12,000 円）

【費 用】 675,000 円

内訳 25,000 円×27回

（1回あたり 出店費6000 円、材料費13,000 円 交通費6,000 円）

(2) 小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等支援事業

【内 容】 小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等に寄付および寄贈を行う

【実施場所】 TSURUMI こどもホスピス、大阪市立総合医療センター小児病棟等小児がん関連施設

【実施日時】 年5回

【事業の対象者】 小児がん関連施設および団体

【収 益】 0 円

【費 用】 260,000 円

内訳 52,000 円×5回

（1回あたり 寄付金 ¥50,000、交通費 ¥2,000）

(3) 小児がんに関する理解を深める啓発イベント事業

【内 容】 講演会、ワークショップ等を開き小児がんへの啓発活動を行う

【実施場所】 学校、病院、集会所、イベントステージ等

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 児童、生徒、学生、一般参加者

【収 益】 講演報酬 20,000 円

内訳 10,000 円×2 回

【費 用】 6,000 円

内訳 3,000 円×2 回

(1 回あたり ポスター・配付資料の印刷代 1,000 円、交通費 2,000 円)

(4) 小児がん患者本人や、その兄弟姉妹(きょうだい児)、家族に対する支援(ピアサポート活動、レクリエーション活動、学習支援等)事業

【内 容】 きょうだい児に向けたワークショップや、小児がん患者本人・家族に向けた相談会等を開く

【実施場所】 TSURUMI こどもホスピス、病院、集会所等

【実施日時】 不定期月 1 回ほど

【事業の対象者】 小児がん患者およびそのきょうだい、家族

【収 益】 0 円

【費 用】 84,000 円

内訳 7,000 円×12 回

(1 回あたり 会場費 5,000 円、交通費 2,000 円)

(5) 小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援者など周囲の人々のための居場所づくり事業

【内 容】 小児がんで悩む方が集まることができる居場所を作る

【実施場所】 未定

【実施日時】 年間 50 回 (週一回)

【事業の対象者】 小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援者など周囲の人々

【収 益】 0 円

【費 用】 0 円

初年度 活動予算書
 成立の日から 2026 年 3月 31日まで
 NPO法人おおさかレモネードスタンドプロジェクトPilina
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金 受取寄附金	600,000	600,000	
3. 受取助成金等 受取民間助成金	100,000	100,000	
4. 事業収益 啓発活動及び募金活動を目的としたレモネード スタンド事業収益	900,000		
小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等支 援事業	0		
小児がんに関する理解を深める啓発イベント事 業収益	20,000		
小児がん患者本人や、その兄弟姉妹(きょうだ い児)、家族に対する支援(ピアサポート活動、 レクリエーション活動、学習支援等)事業	0		
小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援 者など周囲の人々のための居場所づくり事業	0	920,000	
5. その他収益 受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計(A)			1,620,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費 出店費	108,000		
旅費交通費	136,000		
材料費	234,000		
会場代	45,000		
印刷代	2,000		
寄付金	150,000		
支払利息			
その他経費計	675,000		
事業費計		675,000	
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬	30,000		
給料手当	720,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	750,000		
(2) その他経費 会議費	10,000		
旅費交通費	100,000		
通信費	48,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	158,000		
管理費計		908,000	
経常費用計(B)			1,583,000
当期経常増減額(C)=(A)-(B)			37,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計(D)			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計(E)			0
当期正味財産増減額(F)=(C)+(D)-(E)			37,000
設立時正味財産額(G)			639,864
次期繰越正味財産額(F)+(G)			676,864

翌年度 活動予算書

2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで

NPO法人おおさかレモネードスタンドプロジェクトPilina

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	800,000	800,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	
4. 事業収益			
啓発活動及び募金活動を目的としたレモネード スタンド事業収益	1,350,000		
小児がんの支援施設・研究機関・関連団体等支 援事業	0		
小児がんに関する理解を深める啓発イベント事 業収益	20,000		
小児がん患者本人や、その兄弟姉妹(きょうだ い児)、家族に対する支援(ピアサポート活動、 レクリエーション活動、学習支援等)事業	0		
小児がん患者やきょうだい児、その家族、支援 者など周囲の人々のための居場所づくり事業	0	1,370,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計(A)			2,270,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
出店費	162,000		
旅費交通費	200,000		
材料費	351,000		
会場代	60,000		
印刷代	2,000		
寄付金	250,000		
支払利息			
その他経費計	1,025,000		
事業費計		1,025,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	30,000		
給料手当	960,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	990,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	100,000		
通信費	48,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	158,000		
管理費計		1,148,000	
経常費用計(B)			2,173,000
当期経常増減額(C)=(A)-(B)			97,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計(D)			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計(E)			0
当期正味財産増減額(F)=(C)+(D)-(E)			97,000
前期繰越財産額(G)			676,864
次期繰越正味財産額(F)+(G)			773,864